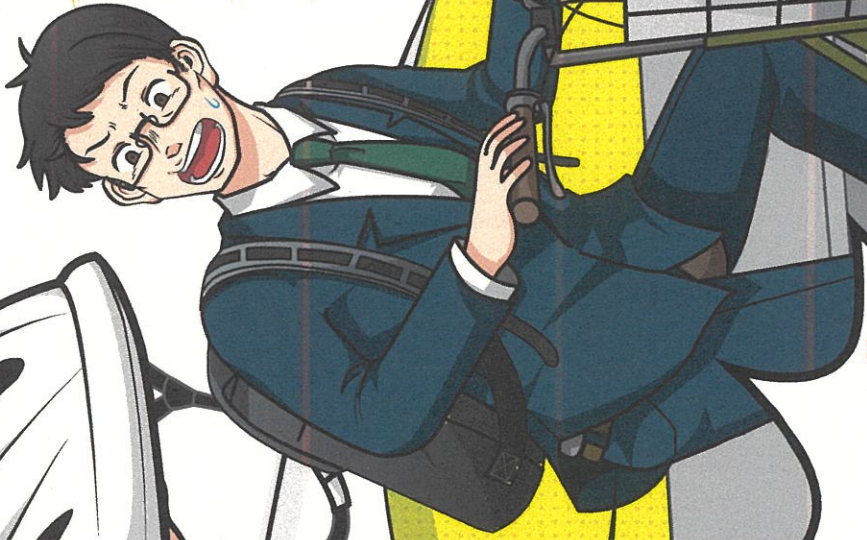


ヘルメットは自分の未来を守るため

令和5年4月から全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されました。



ルールを守る!

命を守る! 交通ルールを守ることが 事故のリスクを 減少させます



沖縄県警察



ルールを守って、安全!安心!自転車ライフ

自転車安全利用五則

令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定

RULE 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

① 自転車は、車道が原則、左側を通行
道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられており、
歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。
自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側
通行です。道路の中央から左側部分の左端に寄って
通行してください。

② 歩道は例外、歩行者を優先
道路標識などにより、歩道を通行できる場合は、車道寄り
の部分を徐行しなければなりません。
歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなり
ません。



RULE 2

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

交差点では一時停止と安全確認
一時停止標識のある交差点では、
必ず止まって左右の安全を確認
しましょう。



信号は必ず守る

信号は必ず守り、渡るときは安全を
確認しましょう。

RULE 3

夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを
点灯する

無灯火は、周りから自転車が見え
にくくなるので非常に危険です。
夜間はライトを点灯し、反射器材を
備えた自転車を運転しましょう。



RULE 4

飲酒運転は禁止

飲酒運転は禁止です!

自動車の場合と同じくお酒を
飲んだときは、自転車を運転
してはいけません。



RULE 5

ヘルメットを着用

必ずヘルメットをかぶりましょう
事故による被害を軽減させるため、乗車用
ヘルメットをかぶりましょう。

※令和5年4月1日から、

全ての自転車利用者に対して
乗車用ヘルメット着用の努力義務が
課されています。



「自転車指導啓発重点地区・路線」の設定

都道府県警察では、自転車指導啓発重点地区・路線において、重点的・計画的に
自転車通行空間の整備、啓発活動及び指導取締りを推進しています。

安全運転



自転車指導啓発重点地区・路線は
各都道府県警察の
ウェブサイトで
チェック!

